

賃 貸 借 仕 様 書

1 件名

無線 LAN コントローラー及びアクセスポイント等賃貸借

2 目的

役場本庁舎及び各施設に設置している無線 LAN アクセスポイントについて、老朽化及び利用環境の変化に伴う通信負荷の増大により、通信の不安定化や接続遅延等が発生し業務に支障を来している状況を解消するため、無線 LAN コントローラー及びアクセスポイントの更新を行うものである。また、既存の無線 LAN 環境は運用開始から約 10 年が経過しており、構成の分散及び管理の複雑化が課題となっていることから、機器構成の見直しを行い、運用管理の一元化及び安定した通信環境の確保を図るものである。あわせて、本調達ではファイアウォールを中心とした統合的な管理構成とすることで、無線 LAN を含む庁内ネットワーク全体の効率的な運用及びセキュリティの向上を図る。

3 賃貸借物件一覧

(1) 無線 LAN コントローラー及びアクセスポイント 一式

(別紙 1 「調達物件仕様書」のとおり)

(2) 物件の設定、設置作業及びネットワーク設定等の役務 一式

7, 876, 000円

株式会社 ソリトンシステムズ (見積番号: ABK26070240-01)

問い合わせ先: 株式会社 ソリトンシステムズ 福岡営業所

〒812-0025 福岡市博多区店屋町 1-35 博多三井ビル 2 号館 3 階

TEL: 092-263-0400 FAX: 092-263-0402

4 賃貸借期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日 (60 ヶ月)

5 設置場所

(1) 志免町役場本庁舎

(2) 志免町民センター

(3) 志免町ふれあいセンター

(4) 志免町生涯学習 1 号館

(5) 志免町総合福祉施設シーメイト

(6) 志免町立志免南保育園

(7) 志免町立志免東保育園

(8) かすや中南部消費生活センター

6 業務内容

- ・本町と協議の上、調達機器等を設定の上、令和8年9月30日までに納入・設置すること。
- ・必要となるケーブル類、電源コード等及び各製品に付属のマニュアル一式も併せて納入すること。

7 見積方法

- (1) 設置作業及びネットワーク設定等の役務にかかる費用を含めた物件費用から月額リース料（税抜）を算出すること。
月額リース料（税抜）は、消費税額に1円未満の端数が出ないように調整すること。
- (2) 入札金額には、月額リース料に60を乗じた金額（賃貸借期間におけるリース料総額、税抜）を記載すること。
- (3) 固定資産税が課税される物品に対しては、賃貸人の負担とすること。
- (4) 物件について、動産総合保険に加入し、保険料はリース料に含めること。また、新価特約は付帯しないものとする。また、地震や津波等による損害、自宅や屋外等への持ち出し中の損害等は対象外とする。

8 契約方法

- (1) 志免町と賃貸人との二者契約とする。
- (2) 地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- (3) リース期間終了後、再リースを希望しない場合は直ちに賃貸人に返還するものとする。なお、引き続き再リースを希望する場合は、リース条件等を協議のうえ、再リースができることとする。その場合、再リース料は基本リース料の10分の1以下とすること。
- (4) 返還に係る搬出及び運搬に必要な費用は、リース料に含めること。返還する機器については、志免町において設置場所から取り外し、志免町役場本庁舎に集約するため、志免町役場本庁舎1か所からの搬出及び運搬の費用を見込むこと。搬出及び運搬作業については再委託業者が行うことを妨げない。

9 支払方法

入札価格に100分の110を乗じて得た金額を60等分した金額を月額とし、当月利用分を翌月末までに支払うこととする。

10 その他

- (1) 設置にあたっては、全体計画及びスケジュールの確認・調整を行い、双方の役割を

明確化し、本町の承認を得た上で進めること。

- (2) 設置完了までの間は、必要に応じて協議を実施し、進捗状況及び成果について本町へ報告すること。
- (3) 設置及び保守にあたっては、契約書及び本仕様書のほか、関係法令等（本町の条例・規則等を含む）を遵守すること。
- (4) 設置に必要な資料があった場合は、本町から借用し、返却するまでに破損・紛失・漏えい等がないよう十分注意すること。
- (5) 作業中に発生した事故については、賃貸人が一切の責任を負うものとし、速やかに本町へ報告すること。
- (6) 物件に不備があった場合、たとえ設置完了後であっても賃貸人の責任で速やかに改善すること。
- (7) 感染症の拡大、サプライチェーンの混乱その他の受注者の責めに帰することができない事由により、納期の遅延のおそれが生じた場合には、あらかじめ本町と協議するものとする。その結果、当該遅延がやむを得ないものであると本町が認めたときは、指名停止、損害賠償請求又は違約金の徴収を行わず、契約期間の変更について協議することができるものとする。また、役務部分については調達先業者を指定しているため、賃貸人の責によらない設定や設置の遅延等が発生した場合にも指名停止、損害賠償請求又は違約金の徴収を行わないものとする。
- (8) その他、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本町と賃貸人とが協議の上、対応方法を決定するものとする。

調達物件仕様書

1 概要

本仕様書は、無線 LAN コントローラー及びアクセスポイント等に係る機器の調達及び賃貸借に関し、必要な仕様を定めるものである。

本調達においては、庁内ネットワークの運用効率化及びセキュリティ向上のため、ファイアウォールを中心とした統合管理型ネットワーク構成とする。

2 調達物件概要

- ・ファイアウォール 2 台（冗長構成）
- ・アクセスポイント A 46 台
- ・アクセスポイント B 25 台
- ・スイッチ A 11 台
- ・スイッチ B 10 台
- ・P o E インジェクター 1 台

3 共通要件（P o E インジェクターを除く）

- ・ファイアウォール、スイッチ及びアクセスポイントを単一の管理基盤により一元的に管理できること
- ・追加の専用無線 LAN コントローラーや外部管理サーバを必要とせず、ファイアウォール本体又はファイアウォール冗長構成内の管理機能により、アクセスポイント及びスイッチの管理を完結できること。
- ・無線 LAN 制御機能がファイアウォールにネイティブ実装されており、外部システムに依存せず運用でき、前述の管理基盤とできること
- ・ファイアウォール、アクセスポイント及びスイッチの稼働状況、障害、セキュリティイベント等を、ファイアウォールの管理画面又は同一管理基盤上で確認できること。
- ・ログの長期保存を目的とした専用ストレージ又は外部ログ管理装置は、本調達の必須要件としない。
- ・既存ネットワーク環境との整合性を確保し、統一的な運用が可能であること
- ・将来的な拡張に対応できる構成であること
- ・5 年間のメーカー公式サポート及び保守サービスを付帯すること

4 ファイアウォール要件（2 台）

- ・冗長構成による高可用性を確保できること
- ・クラウドサービス、外部コントローラー又は外部管理サーバを必須とせず、ファイアウォール本体の管理機能によりアクセスポイント及びスイッチを管理可能であること

- ・ UTM 機能（IPS、アンチウイルス、Web フィルタリング等）を有すること
- ・ 無線 LAN コントローラー機能を内蔵していること
- ・ 既存アクセスポイント（FAP-U321EV 4 台、FAP-U431F 10 台）を導入時のファームウェア構成において管理可能であること
- ・ 将来拡張に対応可能な性能を有すること
- ・ 5 年間のオンサイト保守（平日対応）を付帯すること
- ・ ブリッジモード SSID を主構成とした場合に、トータルで 256 台以上のアクセスポイントを管理できること
- ・ 本調達で導入するスイッチ 21 台に加え、将来拡張を見込み、64 台以上のスイッチを管理できること。
- ・ ファイアウォール機能利用時でも、本調達のアクセスポイントに対して安定した通信が可能であること

5 アクセスポイント要件 A（46 台）

- ・ Wi-Fi 7 に対応していること
- ・ 高密度環境において多数端末の同時接続及び安定通信を実現できること
- ・ 複数無線帯域（トライバンド）を同時利用可能であること
- ・ 2 ポート以上のマルチギガビット（2.5Gbps 以上）の有線インターフェースを有すること
- ・ 各無線帯域において 4x4 以上のストリーム構成であること
- ・ IEEE 802.3bt による給電を前提とした動作が可能であること
- ・ 本調達のファイアウォールによりネイティブに制御され、個別コントローラーやクラウドサービス、エミュレーションに依存しないこと

6 アクセスポイント要件 B（25 台）

- ・ Wi-Fi 7 に対応していること
- ・ 標準的な利用環境に対応可能な性能を有すること
- ・ 複数無線帯域（トライバンド）を同時利用可能であること
- ・ 各無線帯域において 2x2 以上のストリーム構成であること
- ・ マルチギガビット（2.5Gbps 以上）の有線インターフェースを有すること
- ・ IEEE 802.3at 以上の給電に対応していること
- ・ 本調達のファイアウォールによりネイティブに制御され、個別コントローラーやクラウドサービス、エミュレーションに依存しないこと
- ・ 本調達の用途において、A 区分アクセスポイントとの適切な役割分担が可能であること

7 スイッチ要件 A (11 台)

- ・ 24 ポート以上のマルチギガビット対応スイッチであること
- ・ 10Gbps 以上のアップリンクポートを複数有すること
- ・ PoE 給電（最大 90W）に対応するポートを有すること
- ・ 装置全体として十分な給電能力を有すること
- ・ 本調達のファイアウォールと連携したポリシー制御が可能であること
- ・ ファイアウォールとの連携機能について、外部システムを介さずネイティブに実現できること

・ 高出力アクセスポイントの給電要件を満たすため、IEEE 802.3bt（90W）に対応する PoE ポートを 8 ポート以上同時利用可能なこと

- ・ 本調達のファイアウォールを含む単一管理基盤により一元的に管理可能であること
- ・ 装置全体での最大給電能力が 780W 以上あること

8 スイッチ要件 B (10 台)

- ・ マルチギガビット対応ポートを有すること
- ・ PoE 給電（最大 90W を含む）に対応すること
- ・ 小規模拠点用として十分な給電能力を有すること
- ・ 本調達のファイアウォールと連携した運用が可能であること
- ・ ファイアウォールとの連携機能について、外部システムを介さずネイティブに実現できること

- ・ IEEE 802.3bt（90W）に対応する PoE ポートを 2 ポート以上同時利用可能なこと
- ・ 本調達のファイアウォールを含む単一管理基盤により一元的に管理可能であること
- ・ 小規模拠点におけるアクセスポイント及び端末収容に適した構成であること
- ・ 装置全体での最大給電能力が 200W 以上あること

9 PoE インジェクター要件(1 台)

- ・ IEEE 802.3bt(60W)給電が可能なこと
- ・ 10Gbps までのマルチギガビット通信に対応すること
- ・ 本調達のアクセスポイントへの給電を目的とした機器であること
- ・ 本調達のアクセスポイントと適合すること

10 参考構成

- ・ FortiGate 200G 相当
- ・ FortiAP 441K / 231K 相当
- ・ FortiSwitch 124G-FPOE / 110G-FPOE 相当
- ・ EIB-X01A-BT6 相当

※本仕様書における参考構成は一例であり、上記要件を満たす同等品以上とする。